

最高裁秘書第1163号

令和6年5月8日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

諮問番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮問を下記のとおり受けたので、通知します。

また、同諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

修習専念資金の貸与を受けた場合、通常であれば支払う必要のある利息相当額の支払を免れ、実質的に同額の利益を得たことに基づく所得を雑所得として申告する必要があること（大阪地裁令和4年12月22日判決、大阪高裁令和5年7月26日判決及び最高裁令和5年12月22日決定）を、司法研修所が司法修習生に説明した際の文書

2 苦情の申出がされた日

令和6年3月27日

3 諮問番号等

(1) 諮問番号

令和6年度（最情）諮問第10号

(2) 諮問日

令和6年4月26日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）